

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	14 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 59 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月から同年 12 月まで  
② 昭和 59 年 12 月  
③ 昭和 60 年 2 月から 61 年 6 月まで

私は、夫に勧められて昭和 35 年 10 月ごろに国民年金への加入手続をし、国民年金保険料は、3 か月分をまとめて集金人に納付していた。

昭和 61 年 7 月以降は銀行での口座振替であったので国民年金保険料の未納はない。口座振替を勧めてくれたのは集金に来ていた女性であったし、口座振替前は集金人に国民年金保険料を納付していた。口座振替開始直前の期間が未納とされていることに納得がいかない。

近所の人のお話では、おさげの女性が集金していて、その人の着服が判明し、未納の分の年金が支払われたケースがあったと聞いている。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については 3 か月及び 1 か月と短期間である上、社会保険庁の特殊台帳により、当該期間前後の期間については現年度納付していることが確認できる。

また、申立期間①については、申立人と同様に未納とされている申立人の夫の特殊台帳では、いったんは国民年金保険料の納付の確認印が押されながら二重線で訂正された上で未納とされているが、同特殊台帳には、申立期間①の期間以外に同様の訂正がされながら納付とされており統一性を欠く記載がみられることから、申立人の記録管理についても申立人の夫と同様に適正に処理されていない可能性が考えられる。

さらに、申立期間②については、申立人が提出した昭和 60 年度市・県民税

納税義務者特別徴収税額表の社会保険料等欄に、昭和 59 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料額に見合う額が記載されていることが確認できることから、申立期間②の期間については、申立人は国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間③については、A 市では、昭和 49 年 4 月から集金人（国民年金推進員）制度を廃止しており、59 年 4 月から国民年金保険料の納付方法は 3 か月ごとの納付から毎月納付に変更されていることから、集金人に 3 か月ごとに国民年金保険料を納付していたとする申立内容は不自然である上、A 市の国民年金被保険者名簿、社会保険庁の特殊台帳及びオンライン記録のいずれも未納とされていることから、連続する 17 か月の期間すべてにおいて社会保険庁の記録管理が誤ることは考え難い。

また、申立人は申立期間③当時の国民年金保険料納付状況に関する記憶は曖昧であるとともに、申立人が申立期間③に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 59 年 12 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 59 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月から同年 12 月まで  
② 昭和 59 年 12 月  
③ 昭和 60 年 2 月から 61 年 6 月まで

私は、昭和 35 年 10 月ごろに国民年金への加入手続をし、国民年金保険料は、3 か月分をまとめて集金人に納付していた。

昭和 61 年 7 月以降は銀行での口座振替であったので国民年金保険料の未納はない。口座振替を勧めてくれたのは集金に来ていた女性であったし、口座振替前は集金人に国民年金保険料を納付していた。口座振替開始直前の期間が未納とされていることに納得がいかない。

近所の人のお話では、おさげの女性が集金していて、その人の着服が判明し、未納の分の年金が支払われたケースがあったと聞いている。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については 3 か月及び 1 か月と短期間である上、社会保険庁の特殊台帳により、当該期間前後の期間については現年度納付していることが確認できる。

また、申立期間①については、申立人の特殊台帳では、いったんは国民年金保険料の納付の確認印が押されながら二重線で訂正された上で未納とされているが、同特殊台帳には、申立期間①の期間以外に同様の訂正がされながら納付とされており統一性を欠く記載がみられることから、申立人の記録管理について適正に処理されていない可能性が考えられる。

さらに、申立期間②については、申立人が提出した申立人の妻の昭和 60 年度市・県民税納税義務者特別徴収税額表の社会保険料等欄に、昭和 59 年 1 月

から同年 12 月までの国民年金保険料額に見合う額が記載されていることが確認できることから、申立期間②の期間については、申立人の妻と同様に申立人も国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間③については、A市では、昭和 49 年 4 月から集金人（国民年金推進員）制度を廃止しており、59 年 4 月から国民年金保険料の納付方法は 3 か月ごとの納付から毎月納付に変更されていることから、集金人に 3 か月ごとに国民年金保険料を納付していたとする申立内容は不自然である上、申立人の妻の A 市の国民年金被保険者名簿、並びに申立人の社会保険庁の特殊台帳及びオンライン記録のいずれも未納とされていることから、連続する 17 か月の期間すべてにおいて社会保険庁の記録管理が誤ることは考え難い。

また、申立人は申立期間③当時の国民年金保険料納付状況に関する記憶は曖昧であるとともに、申立人が申立期間③に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 59 年 12 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで

昭和 36 年 4 月ごろ、母親が私の国民年金の加入手続を行い、私が 47 年 4 月に結婚するまでは、母親にお金を預け A 町役場へ毎月、国民年金保険料の納付に行ってもらっていた。

結婚後、国民年金保険料の納付書が届かず支払う必要がないと思っていたが、昭和 48 年 4 月、現住所地に A 町役場の職員が、私に国民年金保険料の未納があると説明に来られたので、すぐ翌日に A 町役場の国民年金の担当窓口で納付書によらず現金のみで未納分（昭和 47 年 4 月から 1 年分）をまとめて納付した。申立期間は申請免除の記録となっているが、免除申請手続はしていない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 4 月に A 町役場の職員から国民年金保険料の未納があるとの説明を受け、その翌日に同町役場窓口で申立期間の国民年金保険料を納付するとともに、その後の期間の国民年金保険料は怠りなく納付したと供述しているところ、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、申立期間に係る国民年金保険料の現年度納付が可能な時期であること、及び社会保険庁の申立人に係る納付記録において、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることを考慮すると、申立人の供述は基本的に信用できる。

また、申立期間は 12 か月と比較的短期間であるとともに、A 町役場が保管する申立人及びその母親に係る国民年金保険料納付台帳において、昭和 37 年 7 月から 48 年 3 月までの期間は申請免除期間の記録となっているとともに、

社会保険事務所が保管する追納保険料収納通知書において、申立人の 37 年 7 月から申立期間直前の 47 年 3 月までの国民年金保険料は、同年 6 月 28 日に追納している記録となっているものの、A 町役場が保管する国民年金保険料納付台帳において、申立人及びその母親に係る申請免除記録の当初の記録である昭和 37 年度の備考欄において、それぞれ申立人及びその母親のものとは考え難い記載があり、当該記載について A 町役場に照会した結果、「記載内容の意味や記載理由は不明である。」と説明しているほか、申立人が結婚して改姓しているにもかかわらず、48 年度の納付記録には旧姓及び改姓後の納付記録が重複して存在しており、旧姓での納付記録では申請免除期間、改姓後の納付記録では納付済みの記録となっているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から43年3月までの期間及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年12月まで  
② 昭和41年4月から43年3月まで  
③ 昭和43年7月

結婚前は母親が国民年金保険料を納付していたはずであり、結婚後は結婚するときに母親から国民年金保険料の納付を引き継いだ妻が私たち夫婦二人分の保険料を納付していたので、妻が納付済みとされているのに私の保険料が申立期間について未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人の妻が所持する国民年金保険料領収証書と似た書類を母親も所持していたのを見たことがあること、申立人が結婚した時に、母親が申立人の妻に「今まで私が納付していたので、これからはあなたが責任をもってやるように。」と言っていたのを聞いたこと等の記憶により、母親が申立人の国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立期間①について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に係る国民年金の加入手続や保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は、既に他界していることから、申立人に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する記録によれば、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号は昭和43年3月14日に夫婦連番で払い出されていることが確



認でき、申立期間は時効により納付できなかったものと考えられる上、婚姻時に申立人の国民年金保険料の納付を申立人の母親から申立人の妻へ引き継いだにもかかわらず、このときに加入手続した理由について、申立人とその妻は分からないとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

一方、申立期間②及び③の期間については、申立人と結婚後、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻は、当該期間を含め国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、付加保険料も納付していることが確認できる。

また、申立人の妻は、当該期間に係る国民年金保険料現金領収証書を所持しており、当該領収証書から申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失時と一致する昭和 41 年 4 月までさかのぼって保険料を納付していることが確認できることを踏まえると、申立人の母親から申立人の国民年金保険料の納付を依頼された申立人の妻が、申立人の厚生年金保険の被保険者期間を認識し、年金制度を通算する意思をもって納付するのに合わせて申立人の国民年金保険料を同年 4 月までさかのぼって納付したとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金には、昭和 35 年 10 月に夫と一緒に加入した。夫婦二人分の保険料を毎月、隣組長へ納付していた。毎月、決まった金額であったので申立期間の 3 か月間を納付しないはずはない。これは自信を持って言える。経済的に納付できない生活状況ではなかったので保険料を納付しないはずはない。私たち夫婦がそれぞれ 60 歳に達するまでの保険料納付は、すべて私に任せられていたのに、夫は納付になっていて自分の分が未納になっているのは、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人と一緒に納付したとする夫についても、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、夫婦二人分の保険料をまとめて納付したと主張しているところ、納付日が確認できる申立期間前の期間は、夫婦同一日に納付していることが確認でき、基本的に夫婦一緒に納付していたものと考えられる。

さらに、申立期間については、3 か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付となっている上、当該期間の前後を通じて申立人に転居の事実は無く、生活状況に大きな変化は認められないことなどから、当該期間の国民年金保険料を納付しない特別な事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるとともに、当該期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 39 年 10 月まで

申立期間の国民年金保険料は納付していたにもかかわらず、社会保険事務所に確認したところ納付記録がなく、還付しているものと判断されるとの回答であった。

申立期間について、国民年金保険料を還付され、受領した記憶はないので回答に納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の検認記録により、申立期間の国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

また、申立人については、昭和 36 年 1 月 5 日に国民年金手帳記号番号が払い出され、その後、38 年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失しているが、これは申立人が同年 4 月 1 日から厚生年金保険に加入していることが判明したために行われた処理であることが推認される。しかしながら、申立期間に係る国民年金保険料が申立人に還付されたことを記録する還付整理簿等の帳票類は無い上、保険料還付等があった場合に作成し、長期保存されるはずの特殊台帳も無く、申立人に係る還付手続が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、当該期間の国民年金保険料について還付されていないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から 46 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 46 年 2 月まで

平成 8 年 1 月に国民年金の保険料が還付されているが、なぜ還付されたのか理解できない。還付請求の記憶は無く、この還付により昭和 43 年 3 月から 46 年 2 月までの期間が国民年金未加入期間になっていることに納得ができない。保険料を納付したのは間違いないので、未加入期間の還付記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の申立人に係る特殊台帳の記録から、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことが確認できる。また、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管する還付整理簿により、平成 7 年 12 月 28 日に昭和 43 年 3 月から 46 年 8 月までの国民年金保険料が還付されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、昭和 46 年 3 月 10 日であり、申立期間については、申立人は他の被用者年金に加入しておらず、事実と異なる資格喪失手続により還付処理が行われたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から同年12月までの期間及び53年10月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から同年12月まで  
② 昭和53年10月から54年3月まで

私の父親は福祉関係の公務員であり、私たち子供について国民年金の加入手続きをしてくれた。

両親と同居していた申立期間①における国民年金保険料の納付については、記憶は全くないが、この期間の国民年金保険料は、同居していた姉の保険料が納付済みとされていることから、私の保険料についても、やはり父親が納付してくれていたはずである。

申立期間②の期間については、結婚しており、夫が自分と私の国民年金保険料を毎月一緒に納付していた。経済的に困っていた記憶もなく、納付していたと思うので調査してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が、昭和39年9月以降に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間については過年度納付により国民年金保険料の納付が可能な期間である上、社会保険事務所の記録から、申立期間直後の同年1月から同年3月までの国民年金保険料が、実際に過年度納付されていることが確認できることから、その時点で同様に過年度納付することが可能であった申立期間①についても、過年度納付したと考えるのが自然である。

また、社会保険事務所の記録から、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の姉については、i) 国民年金手帳記号番号が、国民年金制度開始時に払い出されていること、ii) 昭和38年10月から39年3月までの国民年金保

険料が過年度納付されていること、iii) 国民年金の加入期間に係る国民年金保険料がすべて納付されていることが確認できる上、申立人の姉が、「国民年金制度が開始された当初数年間は、自分を含む子供たちの国民年金に係る加入手続及び保険料の納付は、すべて父親がしてくれていた。」と供述しており、申立人の父親が、子供たちの国民年金保険料について高い納付意識を持っていたものと考えられることから、申立人の父親が、申立人の申立期間①に係る国民年金保険料のみを未納のままにすることは考え難い。

さらに、申立期間②については、前後の期間が納付済みである上、6か月と比較的短期間であり、申立人は昭和51年8月に国民年金に任意加入してから、60歳到達前までの期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、そのほとんどの期間について付加保険料も納付していることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと推認され、申立期間②のみ国民年金保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 48 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から 48 年 6 月まで

年金特別便が送られたので確認したところ、申立期間について国民年金保険料が未納になっていた。社会保険事務所で事情を尋ねたところ、職員から「国民年金被保険者資格が取り消されており、納付された保険料は還付しております。国民年金被保険者資格の取消理由は分かりません。」と言われた。

私は、国民年金被保険者資格を取り消された理由も分からないが、国民年金保険料の還付請求や還付金を受け取った記憶も無い。

国民年金の記録回復をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、昭和 45 年 7 月ごろに払い出されていることが確認できるとともに、申立人が所持する国民年金手帳、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳及び A 町（現在は、A 市）が保管する国民年金被保険者名簿の記録から、申立人は、45 年 7 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間の 45 年 7 月から 48 年 6 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、上記の国民年金手帳、国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿には、それぞれ「取消」、「昭和 48 年取消」及び「資格取消昭和 41 年 10 月 1 日」との記載があり、その記録により、既に納付されていた申立期間の国民年金保険料は、昭和 48 年 12 月 5 日（昭和 45 年 7 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料）及び 49 年 10 月 25 日（昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの

国民年金保険料) に還付されたことが確認できる。

しかし、申立人が昭和 41 年 10 月 1 日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取り消される合理的理由は見当たらず、社会保険事務所及びA市は、申立人の資格取消しの理由は判明しないとしていることから、申立人に係る当該「資格取消昭和 41 年 10 月 1 日」の記録は社会保険事務所の記載誤りによるものと考えざるを得ず、この誤った行政側の記録に基づいて申立期間の国民年金保険料が還付されたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月まで  
② 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで

昭和 39 年 4 月に結婚後、46 年 4 月に A 市 B 町に住んでいた時、隣の奥様から国民年金に加入した方が良いと言われて、国民年金に加入し、保険料の納付を始めた。52 年 4 月に C 社にパートとして入社し、60 年 7 月に正社員となるまでの間、住居も会社も変わっていないため、申立期間に国民年金保険料の納付を忘れていたということは無いと思う。わずかながらもパート代もあり、保険料の納付ができない経済状態ではなかった。

昭和 60 年 8 月に A 市 D 町に転居したが、この時に結婚当初からつけていた家計簿、領収書等は処分した。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、6 か月と比較的短期間であるとともに、国民年金の任意加入期間であり、申立期間の前後の期間は、保険料を納付していることから申立人の保険料を納付する意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和 52 年 4 月から C 社にパート従業員として勤務し、60 年 7 月に正社員として厚生年金保険に加入するまでの間、仕事や住所の変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間①の国民年金保険料が未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間②については、社会保険庁の記録により申立期間直後の昭和 60 年 4 月から同年 6 月までは、国民年金保険料の申請免除期間（平成 6 年に追納済み）とされていることが確認でき、申立内容と相違している。

また、社会保険庁の記録により、申立人の夫についても、昭和 60 年 2 月及

び同年3月は国民年金保険料の未納期間とされていること、及び60年4月から同年6月までの期間は申立人と同様に申請免除期間とされていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から44年3月まで

夫はA社の社員で、私は、給料支給時には各種の支出について、各支出費目別に支払いができるように計画を作って生活設計していた。それなのに国民年金保険料の未納の期間があるとの記録を見て落胆した。

当時は、国民年金保険料の集金人は請負で毎月来たり、隔月来たりまちまちだった。私は、国民年金保険料はすべて納付したものだと思っていたが、60歳になり、年金受給の時期になって保険料の未納の期間があるとの連絡を受けたので、やむを得ず社会保険事務所に行き、国民年金に任意加入し、保険料を納付した。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度の発足した昭和36年4月から国民年金に加入し、国民年金加入期間については、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立期間は7か月と比較的短期間であり、40年3月から61年4月に国民年金第3号被保険者となるまでの間は、国民年金に任意加入していることから、申立人の国民年金保険料に係る納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が所持している3冊の国民年金手帳及び国民年金保険料の領収証書から、保険料の納付が確認できるほとんどの期間について現年度納付されていることが確認でき、申立人は、申立期間の前後を通じて、住所や申立人の夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の国民年金保険料のみを納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月及び同年 3 月

A 市に住んでいる時に、国民年金の広報を見て、同じアパートに住んでいた友人二人と話をし、A 市役所に国民年金加入の手続に行った。その時に、申立期間の国民年金保険料を納付し、その後の保険料は、送ってきた納付書を使って郵便局で納付した。

60 歳前に年金相談をした時は最初の 2 か月が未納になっていることの説明はなかった。申立期間については、納付記録が漏れていると思われるので、記録の訂正を求める。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録から、申立人は、昭和 49 年 2 月 19 日に国民年金の任意加入手続を行ったことが確認でき、この時点で、国民年金保険料納付の意思を持っていたものと考えられる。

また、申立人が一緒に加入手続を行ったとする友人の一人が、「昭和 49 年 2 月 19 日に国民年金に任意で加入し、その際、最初の 2 か月の国民年金保険料を納付し、領収書を受け取った。」と、申立人と同様の供述をしており、申立人の供述に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間は 2 か月と短期間であり、申立人の国民年金加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和28年12月1日に、B社C支店における資格喪失日に係る記録を44年4月1日に訂正し、申立期間のうち28年11月の標準報酬月額を6,000円、44年1月から3月までの標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①については明らかでない認められ、申立期間②については履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月1日から同年12月1日まで  
(A社)  
② 昭和44年1月1日から同年4月1日まで  
(B社C支店)

昭和25年4月にB社(所在地は、D県)に入社し、26年3月にA社(所在地は、E県)へ出向したが、28年10月ごろにB社がA社を吸収合併し、同社がB社C支店となった時期の申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、昭和44年1月にB社が100パーセント出資してF社が設立され、私は課長として出向したが、この時期の申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録も確認できない。

申立期間②については給与明細書を提出するので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険被保険者記録及び同僚の供述から、申立人がB社及び同社の関連会社に継続して勤務し(昭和28年12月1日にA社から同社がB社に吸収合併されて設立された同社C支店に異動)、申立期

間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る昭和 28 年 10 月の A 社における社会保険事務所の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、雇用保険被保険者記録及び申立人が保管していた給与支給明細書により、申立人が B 社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和 44 年 4 月 1 日に B 社 C 支店から F 社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、B 社 C 支店が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記載額、当該各月分の給与明細書に記載されている控除保険料額から導かれる額及び各月の報酬月額から導かれる額のいずれにおいても 6 万円であることから、6 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、B 社 C 支店が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日が昭和 44 年 1 月 1 日であることが確認できることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月から同年 3 月までの保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和38年12月26日に、資格喪失日に係る記録を39年10月1日に訂正し、38年12月及び39年6月から同年9月までの標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月26日から39年1月1日まで  
② 昭和39年6月1日から同年10月1日まで

昭和38年9月にA社に入社し、43年3月31日に退職するまで同社に継続して勤務しており、途中入退社を2回も繰り返すことは有り得ないし、39年5月には転勤異動もなかった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が提出した年金加入証明書及び同社が保管する健康保険台帳、雇用保険被保険者記録、同社人事担当者及び申立人が名前を挙げた同僚の供述などから、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年12月26日にA社本社から同社C営業所に異動後、39年10月1日に同営業所から同社D営業所に異動）、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和38年12月及び39年6月から同年9月までの標準報酬月額については、それぞれ、同年1月及び同年5月の申立人のA社C営業所に係る社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く確認できないことから不明である

としているが、被保険者資格の取得届及び喪失届の提出のいずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は昭和39年1月1日を資格取得日、同年6月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る38年12月及び39年6月から同年9月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B社の関連会社で、B社はC社と合併）D工場における資格喪失日に係る記録及びC社（現在は、E社）F所における資格取得日に係る記録を昭和45年2月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月25日から同年2月25日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険被保険者に加入した事実が無い旨の回答をもらった。C社には一度も退職することなく継続して勤務しており、出向先のA社D工場から復職したときの手続に誤りがあったと思われるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

E社が提出した申立人に係る「入社後履歴」及び事業所照会回答書、申立人が名前を挙げた同僚の供述などから判断すると、申立人がC社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和45年2月10日出向先であるA社D工場から出向元であるC社F所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和44年12月のA社に係る社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、厚生年金保険における資格得喪日に係る記録が雇用保険における記録と符合し、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりに届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和45年1月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日は、昭和35年4月1日、資格喪失日は、36年10月13日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から36年10月13日まで

社会保険事務所に亡夫の年金記録を確認したところ、私と結婚した昭和35年10月ごろには既にA社に勤めていたにもかかわらず、亡夫の同社に係る厚生年金保険の加入記録は37年3月からである旨の回答であった。

社会保険事務所で調べてもらったところ、亡夫と同姓で生年月日が同一の人物には、申立期間において当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録があるということだが、私は、亡夫の記録が誤って管理されていたのではないかと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であることを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は自身と結婚する以前から、申立人は申立事業所に勤務していたと記憶しているところ、改製原戸籍により、申立人夫婦の婚姻届は昭和36年3月24日に届け出られていることが確認できること、及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

一方、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と生年月日及び苗字が同一の者（以下、仮に「C氏」とい

う。)について、資格取得日が昭和35年4月1日、資格喪失日が36年10月13日である記録が確認できるところ、社会保険庁のオンライン記録によれば、C氏の年金記録として確認できるのは同社における記録のみであることが確認できる。

また、当該被保険者名簿により、申立期間の前後の期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚に照会したところ、申立事業所に勤務した記憶のある期間と当該加入期間とはおおむね一致している旨の回答が得られるとともに、C氏の記録は、65歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていないことから、同記録は、申立人に係るものであると認められる。

なお、当該被保険者名簿により、申立人は昭和37年3月1日に申立事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、同年3月及び同年4月に当該事業所で同資格を取得している者の中には、いったん当該事業所で同資格を喪失した後、数か月の期間を経て、再度、同資格を取得している者が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和35年4月1日に被保険者資格を取得した旨の届出及び36年10月13日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、9,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年9月29日から同年10月29日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年10月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月29日から同年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

当時の給料支払明細書では、平成9年9月分及び同年10月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。当時の事業主に問い合わせたところ、当該期間の保険料相当額は返還してもらったが、控除されていたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の雇用保険被保険者記録により、申立人は、A社において、申立期間のうち、平成9年9月29日から同年10月28日に同社を離職（厚生年金保険被保険者資格の喪失日は離職日の翌日）するまで継続して勤務していることが認められる上、申立人が提出した給料支払明細書及び同社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間のうち、同年9月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年8月の社会保険事務所の記録、申立人が提出した給料支払明細書及び同社が提出した賃金台帳に記載されている厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は納付していないとしており、同社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の資格喪失日は平成9年9月29日であることが確認できることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、平成9年10月29日から同年11月1日までの厚生年金保険料については、申立人が提出した給料支払明細書及びA社が提出した賃金台帳により、事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人の当該事業所における雇用保険被保険者資格喪失日は平成9年10月28日となっていることが確認できる上、当該給料支払明細書及び賃金台帳では、同年10月21日から同年11月20日までの労働日数は6日となっていること、及び同年10月21日から同年10月28日までの土日を除く日数は6日であることから判断すると、申立人は同年10月28日に離職したものと考えられ、申立人が同年10月29日から同年11月1日までの期間について厚生年金保険被保険者であることを認めることはできない。

なお、厚生年金保険の被保険者については、厚生年金保険法（昭和29年5月19日法律第115号）第9条の規定により、適用事業所に使用される70歳未満の者とされており、被保険者期間については、同法第19条の規定により、被保険者期間を計算する場合、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされている。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年11月から44年9月まで  
② 昭和44年10月から47年3月まで

昭和39年11月ごろに国民年金の加入案内が郵送されてきたので、私は、県外のA市役所で加入手続をした。

前夫が公共料金を払っていたので、国民年金の保険料も一緒に払っていたと思うし、昭和44年10月からは私が郵便局で払っていた。

何回か、まとめて保険料を払った記憶が有るが、納付した時期は憶えていない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人及びその前夫の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月25日に連番で払い出されていることが確認でき、その時点において、申立期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当該記号番号の払出時期は第2回特例納付の実施期間であり、社会保険事務所が保管する特殊台帳及びB市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人の申立期間②直後の昭和47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料を50年12月に特例納付したことが確認できる。しかしながら、当該被保険者名簿により、申立人は昭和48年度の保険料を51年3月に、49年度の保険料を52年3月にそれぞれ過年度納付し、50年度からは現年度納付を行っていること、及び申立人の前夫は50年度から現年度納付しているが、申立期間②は未納期間であることが確認できる上、B市を管轄する社会保険事務所では、当該特例納付の実施期間においては、納付者の希望により、特例納付

対象の未納期間の後の期間だけの特例納付を認めていたと回答していることを考慮すると、申立人が申立期間②の国民年金保険料を特例納付しなかったと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間①については、申立人が所持する国民年金手帳及び当該被保険者名簿により、申立人の国民年金被保険者資格取得日は昭和44年10月1日であること、及び社会保険庁の記録により、申立人の前夫は34年3月から44年9月までの期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できることから、申立期間①は、国民年金の任意加入の未加入期間であり特例納付の方法によって国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料をそれぞれ納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したと供述するのみで、国民年金保険料を一括納付したとする期間、納付に必要な金額、納付場所、納付方法等についての記憶は明確でなく、ほかに申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで

昭和 45 年 1 月 7 日に国民年金に任意加入により再加入し、その後は、家計簿に記載しているように、毎月 22 日に支給される給料を農業協同組合預金口座に預金した上で、国民年金保険料を口座振替で納付していた。

昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間は国民年金保険料月額に付加保険料の月額を加えた金額に対して 6,000 円を預金した。58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間は保険料月額に付加保険料の月額を加えた金額に対して 7,000 円を、また、59 年 4 月からは保険料月額に付加保険料の月額を加えた金額に対して 7,000 円を預金している。

なお、昭和 57 年 4 月及び 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間は家計簿に記入がないので、預金残高から振替えたものと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳、A 市が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録では、申立人の国民年金任意加入資格は昭和 57 年 4 月 1 日に喪失しており、申立人が国民年金の被保険者資格を再取得したのは 61 年 4 月であることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、B 農業協同組合 C 支店への調査の結果によると、同店の申立人の口座は昭和 57 年 5 月に開設されており、同年 4 月から口座振替をしたとする申立内容には不自然な点がある上、当該口座の預金履歴が確認できる 59 年 4 月以降の記録では、61 年 4 月まで毎月 7,000 円を預金しているものの、口座振替により国民年金保険料を納付した記録は無いこと、及び申立人が毎月納付したとする金額の年間合計額に近い額を各年度末にまとめて引き出していること



が確認できる。

さらに、申立人が提出した家計簿に「年金」として昭和 57 年 5 月から 58 年 2 月までの期間は 6,000 円の金額を、また同年 3 月から 59 年 3 月までの期間は 7,000 円の高額を支出していると記載されていることは確認できるが、上述のとおり、これらの記載は同年 4 月以降の B 農業協同組合における申立人の預金履歴から、口座振替により申立期間の国民年金保険料を納付したことを裏付けるものとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1275

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 5 月から 39 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 39 年 5 月まで

社会保険事務所の記録では、昭和 37 年 5 月から 39 年 5 月までの国民年金保険料が未納とされている。当時住み込みで働いていた店の店主の妻が、20 歳になったということで国民年金の加入手続をしてくれた。一人前となり、店を出るまでの間、国民年金保険料を納付してくれていたはずなので、この期間について保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、店主の妻が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間当時、加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の店主の妻は既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 48 年 1 月 24 日以降に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、特例納付により当該期間の国民年金保険料をさかのぼって納付していたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人と同様に住み込みで働いていた同僚についても、社会保険庁の記録では、申立期間中の国民年金保険料は未納となっており、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から41年3月まで

私は、20歳の誕生日の前に青年団の先輩達と一緒にA町役場に行って国民年金への加入手続をした。その後、A町B区の「C納税組合」を通して父親が国民年金保険料を納付してくれていた。結婚してからは、妻が私の分の国民年金保険料も一緒に納付してくれていた。父は既に死亡しているが、申立期間中は、家庭の税務関係をすべて管理していたので、私の保険料も納税組合を通して納めてくれていたものと思われるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、同居していた父親が申立人の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、父親が申立人に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、父親も既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の妻は、申立期間当時の国民年金保険料の納付について、結婚後は自身と申立人との国民年金保険料の納付方法は一緒であったと供述しているものの、結婚前の期間については、申立人の父親から保険料納付に関する引継ぎ等を言われた記憶はないとしている。

さらに、A町を管轄する社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年5月にA町において払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当

たらない。

加えて、申立人が 20 歳の国民年金加入手続時に A 町役場にいたと記憶する職員の在籍期間は、A 町が保管する人事記録によると、昭和 39 年 4 月からであることが確認でき、申立人が 20 歳の時に A 町役場に当該職員が在籍していたとの主張とは相違しており、加入手続の時期を誤認している可能性がうかがわれる。一方、申立人に係る国民年金手帳が発行されたと推認される 41 年 5 月時点では当該職員は A 町役場に在籍していることから、申立人の記憶とも符合し、この時点で初めて国民年金の加入手続をしたものと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 8 月から 52 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 3 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月から 52 年 7 月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、保険料納付の記録は確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間の国民年金保険料については、昭和 51 年 10 月に A 市役所で国民年金の加入手続きを行い、同年 8 月分までさかのぼり 10 月分までの期間の国民年金保険料を一括納付した。その後の保険料は納付書に現金を添えて納付したので回答に納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 10 月に、A 市役所から厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年 8 月までさかのぼり国民年金保険料の納付督促を受け、同市役所で国民年金に加入し、申立期間のうち同年 8 月から同年 10 月までの国民年金保険料を納付し、その後も納付書により申立期間のうち同年 11 月から 52 年 7 月までの保険料を納付したと主張しているが、社会保険庁及び A 市の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は、社会保険庁の記録では国民年金に未加入とされている期間であるが、申立人には、申立期間以外にも厚生年金保険被保険者資格喪失後の国民年金未加入期間が複数回存在する。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人が国民年金に加入し保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から45年5月までの期間、48年2月及び同年3月並びに同年7月から51年12月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年12月から45年5月まで  
② 昭和48年2月及び同年3月  
③ 昭和48年7月から51年12月まで

申立期間の国民年金保険料は昭和52年3月15日に還付されているとの回答をもらった。国民年金保険料を還付され、受領した記憶は一度も無いので回答に納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）に国民年金保険料を還付したことを示す「還付 42.12～45.5、48.2～48.3、48.7～51.12 まで 52.3.15」と還付金額の記載が確認できる上、A市が保管する国民年金被保険者名簿兼検認票に同旨の記載があり、当該記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、当初、申立人が所持する納付書・領収証書に記載された昭和43年4月から45年3月までとしていたものが、一度も国民年金保険料の還付を受けた記憶がないとして、国民年金被保険者台帳に、還付記録がある全期間にするなど、申立内容の変遷が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 58 年 3 月までの期間、60 年 4 月から 61 年 9 月までの期間及び 62 年 5 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から 58 年 3 月まで  
② 昭和 60 年 4 月から 61 年 9 月まで  
③ 昭和 62 年 5 月から同年 12 月まで

申立期間の国民年金保険料は、私が妻の保険料と一緒に納付していた。妻の国民年金保険料が全納になっているのに、私の保険料が未納になることはあり得ない。私は妻の分と一緒に、ほぼ毎月、国民年金保険料を納付しており、遅れても 1、2 か月程度だった。申立期間の国民年金保険料は納付しているはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻の国民年金保険料と併せて申立期間の保険料を納付していたと申し立てているところ、A市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立期間③後については、申立人とその妻の国民年金保険料の納付状況は、ほぼ同一であることが確認できるものの、その妻は、申立期間①、②及び③を含む昭和 57 年 1 月から 62 年 12 月までの期間において、国民年金保険料を過年度納付している 57 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 59 年 1 月から同年 3 月までの期間を除き、いずれも現年度納付している。一方、申立人は、申立期間①と②の間である 58 年 4 月から 60 年 3 月までの期間について国民年金保険料の申請免除の承認を受け、平成 4 年 7 月から 5 年 7 月にかけて当該申請免除期間に係る国民年金保険料を追納していること、並びに申立期間②直後の昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月までの期間及び申立期間③直後の 63 年 1 月から 3 月までの期間の国民年金保険料を過年度納付していること等が確認でき、申立期間①、②及び③の国民年金保険料について、その妻の保険料と一緒に



に納付していたとする申立内容と相違している。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 3 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月から 52 年 3 月まで

私は、国民年金には国民健康保険と同時に加入した。国民年金保険料は妻が支払っていたが、今まで保険料不払いで督促状を受け取った経験はない。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、昭和 53 年 1 月に国民年金手帳記号番号の払出しを受けているものと推認され、この時点では、申立期間のうち 49 年 3 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料は時効により納付することはできなかつたものと考えられ、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする妻も申立人と同様に申立期間の保険料が未納とされており、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見出せない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 3 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月から 52 年 3 月まで

昭和 49 年 3 月に夫が会社を辞めて、同年 4 月に A 社を設立したことから、B 市 C 区役所 D 出張所において、私と夫の国民年金と国民健康保険の加入手続を同時に行った。

申立期間の国民年金保険料は、私が夫の分の保険料と一緒に自宅に集金に来ていた集金人に払い、領収書を受け取っていた。

国民年金手帳は、昭和 52 年 11 月 20 日に同区役所 D 出張所で受け取ったが、その時、同出張所の職員から年金手帳に加入日が記入されているので、申立期間の領収書は要らないと言われたことから、その担当者に領収書を渡してしまった。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

B 市 C 区役所が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳によれば、申立人は、昭和 52 年 11 月に国民年金に任意加入被保険者として加入し、国民年金手帳記号番号の払出しを受けたことが確認でき、当該時期よりさかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできないことから、その時点では、申立期間は未加入期間であり、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられ、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、上記名簿によれば、申立人は、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の昭和 53 年 1 月に、49 年 3 月にさかのぼって強制加入被保険者であったとして資格種別の変更がなされていることが確認でき、資格種別の変更がなされた時点では、申立期間のうち同年 3 月から 50 年 9 月までの

国民年金保険料は時効により納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年2月から48年2月まで  
昭和43年11月に結婚して、44年8月に長男が誕生した。結婚後2回目の私の誕生日の時に、夫が誕生日の祝いにと国民年金に加入して1年分位の国民年金保険料を納めてくれた。子供も生まれ、私の将来のことを考えて国民年金に加入してきたと言われた。夫がA市役所のB支所に行って手続をした時に受け取った国民年金手帳を渡された。申立期間については、夫が納付してくれたので、国民年金保険料が未納ということはないと思う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年3月1日に社会保険事務所で払い出されていることが確認でき、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であり、申立人は任意加入被保険者であることから、さかのぼって国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられるとともに、このほかに申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人が所持する昭和48年3月1日発行の国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄には、47年4月から48年2月までの期間については納付不要の表示がされており、申立期間について継続して国民年金保険料を納付していたものとは考え難く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 941

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 39 年 12 月 30 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（後に、B社に改称）に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

当時の上司や同僚の名前も記憶しており、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の事業主及び同僚の名前並びに会社の実態について具体的に記憶していることから、申立人が申立事業所に勤務していたことがうかがえるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、保険料控除の有無に係る申立人の記憶も明確ではない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録によれば、A社として厚生年金保険の新規適用となったのは昭和 30 年 4 月 1 日であり、34 年 11 月 1 日にB社へ組織変更の届出が行われている。

しかしながら、当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは難しい。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、申立事業所は平成 4 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立人が申立期間当時の事業主として名前を挙げた者には、厚生年金保険被保険者としての記録が

存在するものの、法務局が保管する法人登記の役員欄には当該名前は見当たらず、また、連絡先不明であり供述を得ることができないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が当該事業所に勤務していたとして名前を挙げた同僚6人の厚生年金保険被保険者記録を確認することができない一方、当該事業所において申立期間に申立人とは別の場所で勤務していた同僚は、「申立人及び申立人が名前を挙げた同僚6人に係る記憶は無い。」に加え、「私の入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日には相違は無い。」と供述していることから、当時、当該事業所では、社員に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

なお、申立人は、申立期間当時、事業所から交付を受けた健康保険証により地元の医療機関で受診したと主張していることから、加盟の可能性が否定できない同種同業で組織され、組合方式で運営されていたC保険組合（現在は、D保険組合協会）に照会した結果、「現存する組合及び合併等により承継された組合に関する資料等は保存されているが、それ以外については、既に廃棄している。」と回答していることから、当時のC保険組合への加盟状況について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 2 月から 31 年 2 月まで  
(A社)  
② 昭和 31 年 2 月から同年 11 月まで  
(B社)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、昭和 29 年 2 月から 31 年 11 月まで働いたA社（事業主等によれば、申立期間当時はC社で、その後、D社に名称変更）及びB社における加入記録が無いことが分かった。

高校を卒業して約1年後にA社に入社し、父親と一緒に勤務したが、同社の工場が火事になり退職した。その後すぐにB社に就職し、従兄弟と一緒に勤務した。

勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が名前を挙げた同僚及び当時の事業主の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A社は厚生年金保険の適用事業所としては確認できず、事業主が申立期間当時の事業所名であったとするC社が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 32 年 8 月 1 日であり、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立人は父親と一緒に勤務したと供述しているが、社会保険事務所の記録によれば、申立人の父親についてはA社及びC社における厚生年金



保険被保険者の記録が確認できず、申立期間は厚生年金保険の未加入期間となっている上、当時の事業主及び申立人が名前を挙げた同僚一人についても、申立期間は厚生年金保険の未加入期間となっており、両人がC社における厚生年金保険の被保険者資格を取得した日は、同事業所が初めて厚生年金保険の適用事業所となった昭和 32 年 8 月 1 日であることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、C社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の資料も残されていないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができないものの、当時の事業主は、「会社が初めて厚生年金保険に加入したのは昭和 32 年 8 月 1 日であり、申立期間において、申立人を厚生年金保険には加入させていない。」と回答している。

加えて、申立人は「工場が火事になり退職した。」と供述しているところ、C社が厚生年金保険の適用事業所となると同時に被保険者資格を取得している同僚は、「会社は自分が入社する前に火事になったことがある。」と供述していることから、申立人は事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前に退職したものと考えられ、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえない。

- 2 申立期間②について、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が同事業所における同僚として名前を挙げた申立人の従兄弟（故人）の厚生年金保険被保険者記録が確認できること、及び当該従兄弟の妻の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録によれば、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先も確認できないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において名前が確認できる同僚の一人は、「当時、正社員と臨時職員の二通りの採用形態があり、臨時職員であれば、失業保険には加入させてもらえるが、厚生年金保険には加入させてもらえなかった。」と供述していることから、事業主は従業員全員を一律に厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがえる。

加えて、B社の社会保険関係の書類を保管し、同社の関連会社と思われる

E社は、「当社は、B社の社会保険関係の書類をすべて保管していると思う。現在保管している社会保険関係の書類を全部確認したが、申立人の名前は無かった。」旨を回答している。

- 3 このほか、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 2 月 1 日から 12 年 4 月 1 日まで

平成 7 年 2 月に A 社に入社したが、3 か月程度で勤務先が知らないうちに B 社に変わってしまった。12 年に退職するまで、A 社及び B 社においてフルタイムで正社員と同じく勤務してきたが、社会保険事務所で年金記録を確認すると、その期間の加入記録は無いと言われた。会社の事務手続きが杜撰<sup>ずさん</sup>であったため自分の厚生年金保険の加入記録が漏れていると思う。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間における仕事内容、B 社が設立された経緯等を具体的に供述していること、申立人は A 社及び B 社在籍時の名刺並びに社員旅行時の記念写真を所持していること、及び B 社は申立人が両社で勤務していた旨を回答していることなどから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が両社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録による A 社及び B 社の被保険者縦覧照会回答票及び職歴審査照会回答票では、申立期間において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、上記両回答票において、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、B 社は、「申立人には給与を支給しておらず、厚生年金保険料の控除も納付もしていなかった。」と文書回答するとともに、同社の担当者は、「申立人は、いわゆる業務委託者であり、他の社員と異なり総歩合制で働いていた。文書で契約書を締結し、その旨の意思も確認していた。」と供述しており、同

社から提出された当該契約書において、申立人が、同社の創業時から現在までの代表者で、当時A社の取締役であった者と、同社が申立人に成約手数料を支払う旨の契約を平成7年3月9日付けで取り交わしていることが確認できる。

さらに、公共職業安定所の記録によれば、申立人の申立期間における雇用保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人について、平成17年4月26日に社会保険事務所において、申立期間の全期間を含む複数の期間について、国民年金の第3号特例被保険者の届出が受け付けられていることが確認できる上、当該届出を行った際に社会保険事務所に提出された資料の中には、申立期間においてはB社に勤務していたが、契約社員で、所得が少なく、同社では厚生年金保険も健康保険も加入していなかった旨を記した申立書や、申立期間中の平成9年の所得は「給与所得」ではなく「営業所得」であったことが確認できる所得証明書が添付されている。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年ごろから40年ごろまでの期間のうちの1年間程度  
(A社。漢字表記は「B社」若しくは「C社」。法人か個人かについては不明。)  
② 昭和30年ごろから40年ごろまでの期間のうちの1年間程度  
(D社)  
③ 昭和30年ごろから40年ごろまでの期間のうちの1年間程度  
(E社)  
④ 昭和30年ごろから40年ごろまでの期間のうちの1年間程度  
(F社)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間において、A社(B社又はC社)、D社、E社及びF社に、それぞれ1年間程度勤務した記憶があるが、厚生年金保険被保険者として記録されていないことが分かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はG市H区において事業活動を行っていた「A社」に勤務していたと主張しているものの、当該事業所がI社(当時)の下請事業所であったことのほかに、当該事業所における勤務期間及び正式名称についての記憶は曖昧である。

また、社会保険事務所の記録では、申立人が勤務地であったと主張するG市及びその周辺地域において、「A社」の名称が用いられた厚生年金保険の適用事業所が3事業所（J社、K社及びL社）確認できるものの、いずれの事業所も申立期間においては適用事業所ではない上、各事業所において厚生年金保険被保険者記録を有する者から聴取したところ、I社とは業務上の関連は無かったなどの供述が得られていることから、当該3事業所が申立てに係る事業所に該当するとは考え難く、申立てに係る事業所を特定することができない。

さらに、申立人が記憶する事業所の所在地とは異なるものの、事業所名称が類似し、申立期間の一部において厚生年金保険の適用事業所であったM社（G市N区）についても、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の名前は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番は確認できない。

- 2 申立期間②について、D社が保管する人事記録から、申立人が昭和37年4月23日から同月30日までの期間に、同社に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、上記在籍期間及び申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において上記在籍期間及び申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、上記名簿では、申立人が名字を挙げた同僚の被保険者記録を確認することができない。

さらに、D社は、上記のとおり、申立人の在籍は確認できるものの、厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除については、資料が無く、不明であるとしている。

- 3 申立期間③について、申立人が勤務地であったと主張する事業所所在地と、E社の前身事業所であるO社（社会保険庁のオンライン記録での仮名表記は「P社」）の社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された所在地が一致していること、E社及びO社の両事業所において被保険者記録を有する同僚が同所在地において事業所が事業活動を行っていた旨を供述していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がE社もしくはO社に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するE社及びO社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認で

きない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、E社では、申立期間当時の関係資料等は保存していないことから、申立人の在籍及び厚生年金保険料控除については確認することができない旨を回答している。

- 4 申立期間④について、申立人のF社の所在地や申立期間当時の勤務形態に係る記憶が同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により名前が確認できた同僚二人の供述内容とほぼ一致しており、申立人が顧客一人について具体的に供述していることなどから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していた可能性が認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、F社が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和41年7月1日であり、申立期間においては適用事業所ではない。

また、F社では、申立人の在籍は確認できない旨を回答している。

- 5 このほか、公共職業安定所の記録によれば、申立人について雇用保険被保険者記録が確認できる昭和40年7月17日より前には、申立期間における申立人に係る同被保険者記録は確認できない。

また、申立人は、申立期間②に係る同僚一人の名前を記憶しているが、その他の事業所に係る同僚の名前を記憶しておらず、申立期間①を除く各事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から名前が確認できた同僚からは、厚生年金保険の適用に関する供述は得られていない。

さらに、申立人は全申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月から同年 6 月まで  
② 昭和 46 年 7 月から 47 年 3 月まで

昭和 46 年 4 月から同年 6 月まで A 社に、また、同年 7 月から 47 年 3 月まで B 社に、それぞれ勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。特に、B 社においては、46 年 9 月に労災保険で病院に入院し、その後同年 11 月から同年 12 月までリハビリのために通院していたので、少なくともこの間は同社に在籍していたはずである。

調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、一人で運送業務に従事し、同僚はいなかったとしていることから、同僚から事情を聴取することはできないものの、勤務状況に関する申立内容から判断すると、申立人が申立期間において、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人は、「給与は現金払いであり、給与から引かれているものは無かった。」と供述している上、当該事業所の現在の事業主から聴取した結果、「当時の事業主は既に死亡し、詳細は分からないものの、当時見習制度があり、2 か月ぐらいの勤務であれば厚生年金保険などの社会保険には入れてなかったと思う。」との回答が得られるのみで、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。



申立期間②については、従事していた業務の内容に関する申立人の供述や申立期間②当時労働者災害補償保険で病院に入院していた運転手がいたことを記憶しているとの供述が同僚から得られることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所において勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える難い。

また、申立期間②当時、当該事業所に勤務していた同僚（営業、労災事務を担当）は、「申立人に係る労災保険の請求手続を行った記憶はある。しかし、当時運転業務に従事する者は短期間で辞める者が多く、勤務期間が短い者はたぶん社会保険に加入させていなかった。3か月ぐらいは試用期間であった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、両申立期間について、申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できないほか、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 28 日から 38 年 6 月 9 日まで  
社会保険事務所の記録では、A社B工場における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。  
脱退手当金を受給したことは無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給決定されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後である昭和38年8月24日に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人とほぼ同時期に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得し、かつ、申立人が被保険者資格を喪失した時期の前後およそ9か月の間に資格喪失した申立人を含む23人について、脱退手当金の支給の有無を確認した結果、20人について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 947

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から61年9月まで  
昭和40年5月から61年9月までの期間のうち88か月において、標準報酬月額が2,000円から5万円少なくなっている。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立人から提出された昭和40年5月、41年7月から42年5月までの期間、44年11月、同年12月、45年2月から同年7月までの期間、46年11月から47年2月までの期間、同年4月から同年8月までの期間、50年5月から同年9月までの期間、51年8月から52年7月までの期間、54年10月から55年9月までの期間、57年4月から同年9月までの期間、58年4月から同年9月までの期間、59年4月から同年7月までの期間及び60年10月から61年9月までの期間の給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額との相違を比較検討したところ、社会保険事務所の記録上の標準報酬月額に相当する保険料額を上回る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていた事実は確認できない。

また、申立期間のうち、上記以外の期間については、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、社会保険事務所の記録によると、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月 1 日から 50 年 7 月 1 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和 50 年 7 月 1 日となっており、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡により照会することができない上、同事業所に勤務していた申立人の同僚3人に聴取したところ、うち一人は、「当時、一般的にかなりの事業所が見習期間を設けていたので、申立事業所にも見習期間があったのではないか。」、残りの二人は、いずれも、「申立人が勤務していた記憶はあるが、具体的な入退社時期は不明であり、当時の厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」と供述していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 16 日から 36 年 9 月 30 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

同僚の名前も記憶しており、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における同僚として名前を挙げた者6人の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、当該事業所では、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚3人に聴取したところ、うち二人は、いずれも、「申立人が勤務していた記憶はあるが、当時の厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。私も同事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は入社日から数年後になっているが、その原因については分からない。」、残りの一人は、「申立人に係る記憶は無いが、申立期間当時、同事業所は請負で仕事を行っており、従業員の増減が激しかったため、現業部門の従業員は日雇健康保険に加入し、厚生年金保険の適用は受けていなかったと記憶している。」と供述して

いることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

なお、申立人が同僚として名前を挙げた者6人のうち、3人については、申立人の申立期間後に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 950

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 42 年 7 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。国民健康保険及び国民年金に加入した記憶も無く、同社は学校からの紹介で入社した事業所であり、厚生年金保険の適用を受けていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月 1 日から 40 年 7 月 31 日まで、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は平成 11 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、当該事業所では、「申立人が勤務していた記憶はあるが、既に当時の事業主及びその配偶者は死亡しており、申立人に係る関係資料は保存していない。また、当事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは数年前であったと記憶している。」と回答しており、申立人が名前を挙げた当時の事業主及びその配偶者については、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、当時の事業主は、申立期間当時、国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から34年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社からB社に移籍し、同事業所に継続して勤務した期間のうち、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

昭和30年4月からB社に勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び申立人が挙げたB社における同僚の供述等から判断すると、申立期間当時、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、法人登記簿によれば、当該事業所の設立年月日は昭和30年4月1日となっているものの、社会保険事務所の記録によれば、同事業所は34年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間における適用事業所としての記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和34年7月1日となっており、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格喪失日は30年4月1日となっている上、社会保険事務所に健康保険証が返納されたことを示す「証返納済」の記録が確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡している上、同事業所に勤務していた同僚二人に聴取したところ、うち一人は、「申立人と同様にA社



に入社後、B社に移籍した。移籍の時期は不明であるが、厚生年金保険料は引き続き控除されていた。」と供述している一方、残りの一人は、「入社時期は不明であるが、A社では厚生年金保険に加入させてもらえなかった。その後、B社に移籍し、倒産するまで勤務していたが、当時の厚生年金保険料控除については分からない。」と供述しており、このほか、当時の同僚等の連絡先が不明であり供述を得ることができないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月1日から35年3月31日まで  
人事課に勤務し、事業主の友人でもあった親類の紹介により、A社に入社し、配送業務に従事していた。  
申立期間については、同事業所の在職証明書があるので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された在職証明書及び同僚等と一緒に写った写真並びに同僚等の供述から判断すると、申立人が申立期間において、A社の配送業務に従事していたと認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号（昭和33年1月1日資格取得から同年5月16日資格取得まで）を調査したものの、申立人の記録は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無いほか、不自然な点も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、当時の事業主は既に死亡しており、現在の事業主に照会したところ、申立てに係る事実を確認できる人事記録や賃金台帳等の資料は保管していないとしており、申立人が申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる資料や供述を得ることはできない上、申立期間において、事業主から申立人に係る社会保険事務所への届出の機会、被保険者資格取得届、標準報酬月額算定基礎届等、少なくとも4回あったものと考えられるが、事業主が届出を行っているにもかかわらず、そのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格取得等の届出は行われていなかったものと考えら

れる。

さらに、複数の同僚等が申立人を記憶しているとしているものの、申立人の雇用形態や厚生年金保険の適用状況に関しては有力な供述は得られない上、申立人が配送業務担当の同僚として名前を挙げた者7人の中には同事業所の厚生年金保険被保険者としての記録が確認できない者が一人いること、同僚二人が「当該事業所には相当数の非正社員がいた。」と供述していることなどから、当時、同事業所ではすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

加えて、申立人は、事業主による厚生年金保険料の控除について、明確な記憶が無い上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

昭和 43 年 5 月から 44 年 2 月まで A 社において正社員として勤務し、経理の仕事をしていたが、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は 43 年 8 月 1 日とされている。

保存していた当時の職歴のメモに記載されている厚生年金保険被保険者資格取得年月日及び喪失年月日に間違いは無く、証拠となるので、被保険者記録を訂正するよう取り計らっていただきたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和 56 年ごろ記載したとする自身の職歴に関するメモから判断すると、申立人が申立期間において A 社に勤務していたと推認できる。

しかし、当時の事業主は既に死亡しているため、申立期間当時に同事業所の厚生年金保険被保険者であった申立期間後の事業主の妻（取締役）に照会したところ、「申立てに係る事実を確認できる人事記録や賃金台帳等の資料は保管していないが、申立期間当時は 3 か月の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入させていなかったため、申立人の給与からは保険料を控除しなかったと思う。」と供述している上、照会した同僚 10 人のうち回答があった 4 人は、いずれも申立人について明確な記憶は無く、このうちの一人は「3 か月程度の試用期間中は厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している。

また、申立人の雇用保険被保険者記録によれば、昭和 43 年 8 月 1 日に資格を取得し、44 年 2 月 17 日に離職しており、当該記録は厚生年金保険の被保険者記録と一致していることが確認できることから、申立期間当時、同事業所においては、試用期間中は厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかった事情がうかがえる。

さらに、事業主による厚生年金保険料の控除について、申立人に明確な記憶が無い上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月1日から39年11月1日まで

申立期間において、A社に正社員として勤務し会計機器の販売を担当していた。私は、同社の役員であり、厚生年金保険に加入していないはずはなく、給与から保険料も控除されていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における担当業務に関する申立内容及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていたのは、昭和38年10月1日から同年11月1日までの期間であり、申立期間のうち、37年3月から38年9月までの期間及び同年11月から39年10月までの期間は適用事業所でなかったことが確認でき、当時の同事業所の事務担当者は、「小さい会社だったので、厚生年金保険に加入するという状況ではなかった。」と供述している。

また、申立人が名前を挙げている同僚のうち役員であったとする者についても、当該事業所における厚生年金保険被保険者の記録は確認できないことから、当該事業所では、役職等の何らかの基準により、厚生年金保険の被保険者資格取得の届出を行っていなかったと推測される。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所及びその親会社であったB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したものの、申立人の氏名は確認できず、両事業所の健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える上、申立人に係る雇用保険の加入記録も確認でき

ない。

加えて、C法務局及びC法務局D出張所に当該事業所の商業登記簿を請求したものの、該当事業所は確認できず、当時の事業主の所在も不明である上、申立人及び同僚の供述から、当該事業所の経理は親会社であるB社が行っていたと推測され、申立人はB社の事業主をA社の事業主として記憶していたことから、A社の事業主の弟であるB社の事業主に照会したが、回答は得られない。また、協力が得られた同僚のうち複数の者が申立人を記憶していたものの、厚生年金保険の適用状況に関する関連資料や有力な情報は得られず、当時の勤務実態及び事業主による給与からの厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

なお、親会社であるB社は、昭和39年7月1日にE健康保険組合に編入しているため、同健康保険組合にも照会したが、当時の記録は既に廃棄されているため、申立人の健康保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。